

西村あさひ法律事務所

「AI の法律意見を信じました。」という主張は刑事事件で通用するか？
～企業活動における「違法性の意識」～

危機管理ニューズレター

2022 年 10 月 31 日

執筆者:

E-mail☑ 木目田 裕

E-mail☑ 西田 朝輝

E-mail☑ 梅澤 周平

E-mail☑ 宮本 聡

E-mail☑ 松本 佳子

目次

- I 「AI の法律意見を信じました。」という主張は刑事事件で通用するか？～企業活動における「違法性の意識」～／宮本 聡
- II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平

I 「AI の法律意見を信じました。」という主張は刑事事件で通用するか？ ～企業活動における「違法性の意識」～

執筆者： 宮本 聡

1. 法律意見を述べる AI

最近、AI の技術を利用して、法令及び判例等の検索、契約書のレビュー、デジタル・フォレンジック、翻訳などの法律実務を支援する様々なツールやサービスをよく目にするようになりました。

私もこうしたサービスやツールの一部を利用したことがあります。上手に活用すれば、法律実務の効率化を大きく進めることができる便利なものだと感じています。

現時点では、様々な法律問題について弁護士(人間)と同じように助言を与えることができる(例えば、様々な事案や問題を入力するとの確かな法律意見を出力するような)AI は存在していません。しかし、AI と弁護士が裁判結果を予想する対決をしたところ、AI の方が高い確率で裁判結果を予想できた例があるように¹、分野や主題を限定すれば、AI の方が弁護士より正確に法律に関する問題の答えを導き出す場合もあるようです。

多くの企業が、AI の法律意見を判断の参考とする日も近いかもしれません。

2. 違法性の意識を欠くことについての「相当な理由」

では、企業の役職員が、AI の「適法」という法律意見を踏まえて適法だと信じて行った行為が、後日違法とされ捜査機関に摘発されてしまった場合、つまり、AI の法律意見が間違っていた場合、「AI の法律意見を信じました(だから適法だと思っていました)」という主張は、刑事事件で通用するのでしょうか。

日本の刑法は、犯罪が成立するためには、罪を犯す意思(故意)が必要であり(刑法 38 条 1 項)、「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。」(同条 3 項)と定めています。要するに、「法律を知らなかった」ことを理由に無罪にはならないということです。

では、AI の法律意見を信じた場合のように、単に法律の存在を知らなかったのではなく、何かの正当な理由で自身の行為が適法だと信じていた(このような状態を「違法性の意識を欠く」とも表現します。)場合はどう評価されるのでしょうか。この点について、現在の裁判実務は、「違法性の意識を欠くことについて相当な理由がある場合」には故意ないし責任が認められない(つまり無罪

¹ 例えば、2017 年 11 月 1 日付け BBC News「The robot lawyers are here - and they're winning」(<https://www.bbc.com/news/technology-41829534>)。この記事によれば、AI と弁護士が、支払補償保険(payment protection insurance)の不適正販売の裁判結果を予想したところ、予想が当たった確率(正答率)は、AI が 86.6%、弁護士が 66.3%であったとのこと。

である)という考え方が強いと言われています²。

そして、裁判例では、権限のある公的機関による「適法」という見解を信じて行った行為については、事後的に違法であった(上記見解が誤りであった)ことが判明したとしても、「違法性の意識を欠くことについて相当な理由がある場合」に該当し、故意等が認められない(つまり無罪である)とするものがあります³。他方で、権限のある公的機関ではないもの(弁護士など)による見解を信じて行った行為に関して、上記「相当な理由」が認められるかどうかについては、定まった見解はなく⁴、ケース・バイ・ケースで「相当な理由」の有無を考えていく必要があります。

3. 「AI の法律意見を信じました。」という主張は、企業活動に関する刑事事件で通用するか？

では、企業の役職員が AI の法律意見を信じて行った行為について、「相当な理由」は認められるのでしょうか。

極端な立場として、AI の適法という法律意見を信じて行った行為は、無条件に一律、故意等がない(無罪である)とする考え方はあり得ますが、この考え方が裁判実務で採用されることはないでしょう。

なぜなら、この考え方は、AI の能力や得意分野は千差万別であり、AI による法律意見の信頼性も様々であることを無視して、AI の落ち度により生じた負担を AI とは何の関係もない被害者に全て負わせることを認めるものだからです。例えば、「甲さんを殴ることは適法」という AI の法律意見を信じた乙さんが甲さんを殴り、後日その意見の誤りが判明したのに乙さんが処罰されなければ、被害者の甲さんは、当然、「自分と関係のない、公的機関でもない AI の誤りのせいで、殴られた上に誰も処罰されないこと」(AI の落ち度による負担を押しつけられたこと)を不満に思うでしょう。また、このような事態を認めることは、刑法の目的である被害者の利益保護(法益保護)に反すると考えられます。

では、企業の役職員が AI の法律意見を信じて行った行為について、「相当な理由」が認められるのは、どのような場合でしょうか。

一般に、企業は、内部統制システム(業務の適正性を確保する仕組み)に基づき、自らの行為の適法性等を確認しながら活動しています。企業が適法性の確認手段として AI を利用する場合、AI による確認等も内部統制システムに基づく適法性等の確認過程の一つといえます。

そして、取締役は、適切に構築・運用された内部統制システムに基づき行われた判断については、その判断が誤っていたとしても、原則として善管注意義務違反の責任を負わないと考えられています。この考え方は「信頼の原則」と呼ばれることもあります。

このような内部統制システムを尊重すべき(信頼の原則が働く)場合には、刑事事件の文脈においては、違法性の意識を欠くことについて「相当な理由」が認められる、言い換えれば、企業が、適切に構築・運用された内部統制システムに基づいて適法性の確認を行った行為については、事後的に違法であったとしても、上記「相当な理由」が認められ、故意等がない(無罪である)と考えられます⁵。

なぜなら、内部統制システムを尊重すべき(信頼の原則が働く)場面において、事後的に判断が誤りであったことを理由に企業の役職員を処罰することは、企業活動に対する大きな萎縮効果をもたらす上、刑法の謙抑性⁶の観点からも妥当ではないからです。

² 最決昭和 62 年 7 月 16 日刑集 41 巻 5 号 237 頁、最判平成 8 年 11 月 18 日刑集 50 巻 10 号 745 頁(河合伸一裁判官の補足意見)参照。

³ 権限のある公的機関による「適法」という見解を信じた行為について、故意等が認められない(つまり無罪)とした裁判例として、例えば、東京高判昭和 55 年 9 月 26 日高刑集 33 巻 5 号 359 頁(独占禁止法違反について公正取引委員会委員長の国会答弁等)、大阪高判平成 21 年 1 月 20 日判タ 1300 号 302 頁(銃刀法違反について警察官による個別照会に対する回答)。

⁴ 権限のある公的機関以外による「適法」という見解を信じた行為について、故意等が認められない(つまり無罪である)とした裁判例として、例えば、東京高判昭和 44 年 9 月 17 日高刑集 22 巻 4 号 595 頁(刑法 175 条(わいせつ図画公然陳列罪)について映倫管理委員会(映倫)の審査)。弁護士意見について近時の裁判例の態度は不明ですが、東京高判平成 5 年 6 月 4 日判タ 831 号 248 頁は、儀式用包丁の刃該当性の確認方法について、「関係官庁(警察)の助言、指導を求め、又は、弁護士に鑑定を依頼するなどして、自らの判断に誤りのないことを期する周到な用意が必要であった」と述べていること、大阪高判平成 22 年 3 月 26 日は、サービサー法違反の該当性に関して弁護士から適法との意見を得ていたという弁解について、具体的な事実関係を検討した上で排斥していることなどからすると、弁護士意見を信じた行為について、故意等が認められない(つまり無罪である)余地があるという立場に立っているとも考えられます。

⁵ 木目田裕・山田将之「金商法・独禁法等の事前予測困難性・萎縮効果と内部統制システムの尊重」商事法務 2030 号 33 頁(2014 年)は、「企業が、内部統制システムを適切に構築・運用し、その内部統制システムに基づいて慎重・十分な検討を行い、合理的な根拠をもって適法であると判断し、かかる判断に基づいて企業等が行動した」場合について、行政当局は、「内部統制システムの尊重」の観点から、摘発を差し控えるべきである旨述べています。

⁶ 刑法の謙抑性とは、法政策において、刑罰は最後の手段であり、何を刑罰の対象とするかは慎重に判断すべきという考え方です。

また、企業活動において内部統制システムを尊重すべき(信頼の原則が働く)場面で問題となり得る犯罪は、主に、企業自身の利益を保護するための犯罪(横領、背任等の財産犯等)や、市場関係者を含む経済社会における秩序や利益、信頼等を保護するための犯罪(金融商品取引法や独占禁止法等の定める犯罪)等です。先ほど述べた、「AI の落ち度により生じた負担を AI と何の関係もない被害者に全て負わせる」のが不当だという観点からいえば、内部統制システムを尊重すべき(信頼の原則が働く)場面で問題となる犯罪の被害者は、内部統制システムの尊重による利益を受けている企業や経済社会の側であり、これらの者が AI(を含む内部統制システム)の落ち度の負担を(信頼の原則が働く限度で)負うことは、不当ではないといえます。

以上のとおり、AI を含む内部統制システム全体が適正に構築・運用されており、その内部統制システムに基づいて適法性を確認した上で行った行為については、後日違法だと分かったとしても、原則として、「違法性の意識を欠くことについて相当な理由がある場合」に該当し、故意等が認められない(無罪である)と考えられます。

つまり、「AI の法律意見を信じました。」という主張が認められるかどうかは、AI を含めた内部統制システムが適切に構築・運用されているか次第ということになります。更には、能力の高い AI を導入したとしても、それだけでは不十分であり、そのほかの業務の適正性を確保する仕組み(役職員への教育、内部監査、通報窓口の整備等)の構築・運用もおろそかにしてはならないということです。

4. AI の信頼性

最後に、AI の信頼性に少し触れて本稿を終えたいと思います。

AI を含んだ内部統制システム(業務の適正性を確保する仕組み)の構築・運用が適切と評価されるためには、当然のことですが、利用される AI 自体が信頼性を有する必要があります。

代表的な AI の技術である機械学習(AI 自身が大量のデータを学習、分析して推論を行うもの)については、正答率は高く見えるが、正解を導いた理由が人間からは分からないという意味で、「ブラックボックス」、「よく当たる占い師」などと評されることもあります。AI を企業が取り入れる際には、単なる「よく当たる占い師」ではない、つまり信頼性が十分評価された AI を利用する必要があります⁷。

では、AI の信頼性評価はどのように行うべきでしょうか。

この点について、裁判例等において確立した見解はまだありませんが、例えば、AI の機械学習要素に対する信頼性評価、管理に関して、国立研究開発法人産業技術総合研究所「機械学習品質マネジメントガイドライン(第 3 版)」(2022 年 8 月発行)⁸は、9 つの要素(特性)⁹を挙げるなどしており、AI の信頼性評価の参考となります。

また、上記「機械学習品質マネジメントガイドライン」の第 1 版などを参考に、経済産業省が厚生労働省、消防庁と共同で策定した「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン(第 2 版)」¹⁰(2021 年 3 月発行)は、プラント保安分野における AI の信頼性評価の実例や、信頼性評価に関する実施記録のフォーマットなども紹介しており、参考になります。

II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

⁷ この「ブラックボックス」問題に関する解決の方向性の一つとして、AI の動作を人間に理解可能なものに整理することができる「説明可能な AI」の研究開発が進んでいるようです。

⁸ <https://www.digiarc.aist.go.jp/publication/aigml/>。2022 年 8 月以降も細かな改訂が進められています。

⁹ 「機械学習品質マネジメントガイドライン(第 3 版)」の 1.7 項等では、(1)品質構造・データセットの設計(①問題領域分析の充分性、②データ設計の充分性)、(2)データセット(AI に入力するデータ)の品質(③データセットの被覆性(抜け漏れがなく、十分な量のデータが与えられていること)、④データセットの均一性、⑤データの妥当性)、(3)機械学習モデルの品質(⑥機械学習モデルの正確性、⑦機械学習モデルの安定性)、(4)ソフトウェア実装の品質(⑧プログラムの信頼性)、(5)運用時の品質(⑨運用時品質の維持)が挙げられています。

¹⁰ <https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210330002/20210330002.html>

【2022年9月20日】

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、施行

<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2022/kakugi-2022091601.html>

政府は、2022年9月16日、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の全面施行日を2022年9月20日とする閣議決定を行いました。本法は、2021年6月に成立し、一部施行されていましたが、今回全面施行となりました。

本法では、内閣総理大臣は、一定の手続下で、重要施設の敷地の周囲おおむね1000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができます(法5条)。内閣総理大臣は、同区域内にある土地等の利用状況について調査を行うことができ(法6条)、土地等の利用者が、当該土地等を重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為(機能阻害行為)の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、当該土地等の利用者に対し、当該土地等の利用の中止等を勧告することができます(法7条)。

また、内閣総理大臣は、注視区域のうち一定の条件を満たす区域を、特別注視区域として指定することができます(法12条)。特別注視区域内の一定規模以上の土地を売買等する際は、当該契約の当事者は、氏名や利用目的等を事前に届け出ることが義務付けられます(法13条)。

内閣府は、2022年9月16日付けで「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」¹¹を公表しました。本基本方針は、機能阻害行為に該当する行為の例として、以下のものを挙げています。

- ・ 自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置
- ・ 自衛隊等のレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置
- ・ 施設機能に支障を来すレーザー光等の光の照射
- ・ 施設に物理的被害をもたらす物の投射装置を用いた物の投射
- ・ 施設に対する妨害電波の発射
- ・ 流出することにより係留施設の利用阻害につながる土砂の集積
- ・ 領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更

【2022年10月21日】

OECDによるコーポレート・ガバナンス原則の改訂案に対するコメント募集期間終了

<https://www.oecd.org/corporate/review-oecd-g20-principles-corporate-governance.htm>

経済協力開発機構(OECD)は、2022年9月19日、コーポレート・ガバナンス原則(G20/OECD Principles of Corporate Governance)の改訂案を公表し、同年10月21日まで、同改訂案に対するコメントを募集しました。

本原則は、1999年に公表された、コーポレート・ガバナンスの国際基準の一つであり、金融安定理事会(FSB)の「健全な金融システムに関する主要基準」の一つとして採用されるなどしています。

OECDによれば、今回の本原則の改訂では、以下の10の領域が優先的な見直し対象とされていました。

- 企業のオーナーシップの傾向と集中化の増加
- ESGに関するリスク管理
- 機関投資家の役割と責任(スチュワードシップ)
- デジタル技術の成長と新たな機会とリスク
- 危機管理とリスクマネジメント
- 非金融部門における過度のリスクテイク
- コーポレート・ガバナンスにおける債務者の役割と権利
- 役員報酬

¹¹ <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/doc/kihonhoshin.pdf>

- 取締役委員会(board committees)の役割
- 取締役会(boards)とシニア・マネジメントの多様性

より具体的には、例えば、取締役会は、リスクマネジメントにおいてサステナビリティが考慮されるようにすること、リスクマネジメントのプロセスを適切に整備・運用すること、デジタルセキュリティリスクをリスクマネジメントの枠組に組み込むこと、租税に関するリスクマネジメントポリシーを策定することが重要であることなどが新たに本原則に加えられています。

また、企業がデジタル化や気候変動など多様なリスクに対応する必要があることを踏まえ、必要に応じて、取締役会を支える専門委員会の設置を検討すべきことや、企業が気候変動に関するリスク評価等のガバナンス、戦略、リスクマネジメントに関する情報及び温室効果ガスや生物多様性に関する指標等の非財務指標に関する情報を開示することを推奨する旨の記載なども新たに追加されています。

【2022年10月26日】

米国証券取引委員会(SEC)、上場基準にクローバック条項を盛り込むことを決定

<https://www.sec.gov/news/statement/gensler-statement-clawbacks-102622>

米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)は、証券取引所の上場基準に、いわゆるクローバック(clawback)制度を盛り込むことを求める旨、米国証券取引委員会規則を改正することを公表しました。

本改正により、本規則の適用を受ける上場企業は、財務諸表について虚偽記載が判明した場合、過去に遡って業績連動型報酬等の報酬を役員から回収するクローバック制度を導入することが義務付けられます。

[本ニューズレター2022年9月30日号](#)¹²でもご紹介したとおり、米国では、企業に対しクローバック制度の導入を求める動きが強まっています。今後、日本企業において、コンプライアンス・プログラムを検討するに当たっても、クローバック制度や、コンプライアンス促進行為に報償を与える制度の導入を検討することが求められるかもしれません。

以上

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするるとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹² 「米国司法省副長官、企業犯罪に対する執行方針を改訂」参照。